



# 特別回報

組合員各位

## 戦争危険特別条項改定のご案内

2023 年 2 月 8 日付特別回報第 22-025-1 号「【改訂版】2023 保険年度の Excess War P&I 再保険について」でお知らせしたとおり、ロシア・ウクライナ紛争の影響により、以下の水域（特定水域）を航行する船舶に対する Excess War P&I カバー限度額が一船一事故あたり 8,000 万米ドルに変更されます。これに伴い 2023 年 2 月 20 日正午（グリニッジ標準時）から P&I 戦争危険特別条項を添付の新旧対照表のとおり改定しますので、ご案内申し上げます。

1. すべてのロシア水域（沖合 12 海里までの沿岸水域を含む）  
※ 加入船舶が日本の保険者に船舶戦争保険を付保している場合、宗谷海峡およびロシアが主権を主張している千島列島の沿岸 12 海里以内の水域の扱いは、船舶戦争保険者の約款に準じます。
2. 下記のヨーロッパ水域
  - 1) ヨーロッパ以下 a)~e)を結んだ線により囲まれたアゾフ海・黒海の水域および内水域
    - a) ウクライナ・ルーマニア国境の北緯 45 度 10.858 分、東経 29 度 45.929 分から公海の北緯 45 度 11.235 分、東経 29 度 51.140 分
    - b) 公海の北緯 45 度 11.474 分、東経 29 度 59.563 分を通過して公海の北緯 45 度 5.354 分、東経 30 度 2.408 分
    - c) 公海の北緯 44 度 46.625 分、東経 30 度 58.722 分を通過して公海の北緯 44 度 44.244 分、東経 31 度 10.497 分
    - d) 公海の北緯 44 度 2.877 分、東経 31 度 24.602 分を通過して公海の北緯 43 度 27.091 分、東経 31 度 19.954 分
    - e) ロシア・ジョージア国境の北緯 43 度 23.126 分、東経 40 度 0.599 分
  - 2) ウクライナの内水全域
  - 3) 以下のロシアの内水域
    - a) クリミア半島
    - b) ドン川（アゾフ海から東経 41 度の垂直線まで）
    - c) ドネツ川（ドン川からウクライナとの国境まで）
  - 4) 北緯 52 度 30 分以南のベラルーシの内水全域

上記以外の水域を航行している船舶に関するカバー上限額（5 億米ドル）に変更はありません。

以上

添付資料：戦争危険特別条項 新旧対照表  
特定水域地図

## 保険契約規程新旧対照表

現行	改定案	改訂理由等
<p><b>P&amp;I 戦争危険特別条項</b></p> <p><b>第 1 条</b>  組合は、保険金額の定めのない保険契約及び用船者責任保険特約に関して、加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用で、保険契約規程第 35 条第 1 項第 2 号により除外された損害及び費用について、組合員がその支払いの責めを負い、かつ、その損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。ただし、2006 年タンカー油濁補償協定（2017 年改正）に基づき組合員が負担する責任は除く。</p>	<p><b>P&amp;I 戦争危険特別条項</b></p> <p><b>第 1 条</b>  組合は、保険金額の定めのない保険契約及び用船者責任保険特約に関して、加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用で、保険契約規程第 35 条第 1 項第 2 号により除外された損害及び費用について、組合員がその支払いの責めを負い、かつ、その損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。ただし、2006 年タンカー油濁補償協定（2017 年改正）に基づき組合員が負担する責任は除く。</p>	<p>用船者責任保険特約については、現在国際 P&amp;I グループ（IG）経由ではなく、当組合独自で再保険手配を行っているため、IG 出再の加入船舶を対象とする本特別条項は適用されず、戦争危険に関するてん補条件は、別途保険契約承諾証に記載するという実務であるため、本特別条項の対象を保険契約の定めのない保険契約（外航船保険）に限定するもの。</p>
<p><b>第 2 条</b>  本特別条項によるてん補は、保険契約規程第 35 条第 3 項第 2 号に規定された加入船舶の適正な保険価額（当該船舶の適正な保険価額が米貨 5 億ドルを超える場合は、米貨 5 億ドルとみなす。）、又は加入船舶の船舶戦争保険者からの回収可能額のいずれか高い方の米貨相当額を超える部分を対象とする。ただし、本超過規定は、用船者責任保険特約による場合は適用されない。又、組合は、その裁量により、判断理由を開示することなく、前記の超過額部分の損害の一部又は全部の支払いを認めることができる。</p>	<p><b>第 2 条</b>  本特別条項によるてん補は、保険契約規程第 35 条第 3 項第 2 号に規定された加入船舶の適正な保険価額（当該船舶の適正な保険価額が米貨 5 億ドルを超える場合は、米貨 5 億ドルとみなす。）、又は加入船舶の船舶戦争保険者からの回収可能額のいずれか高い方の米貨相当額を超える部分を対象とする。ただし、<del>本超過規定は、用船者責任保険特約による場合は適用されない。又、</del>組合は、その裁量により、判断理由を開示することなく、前記の超過額を下回る部分の損害の一部又は全部の支払いを認めることができる。</p>	<p>同上。また、ただし書きにおける組合の裁量によるてん補は、「超過額部分の損害」ではなく、「超過額を下回る部分の損害」であるため、これを修正するもの。</p>
<p><b>第 3 条</b></p> <p>1 本特別条項によるてん補は、一船一事故あたり米貨 5 億ドル、又は加入船舶の保険契約承諾証に記載する保険金額のいずれか低い金額を限度とする。</p> <p>2 加入船舶に関して、本船の契約者である組合員又はそれ以外の者により、本特別条項又は国際 P&amp;I グループのプール協定及び共同再保険契約に参加している</p>	<p><b>第 3 条</b></p> <p>1 本特別条項によるてん補は、一船一事故あたり米貨 5 億ドル、<del>又は加入船舶の保険契約承諾証に記載する保険金額のいずれか低い金額を限度とする。</del></p> <p>2 <del>前項の規定にかかわらず、沖合 12 海里までの沿岸水域を含むすべてのロシア水域及び以下に掲げるヨーロッパ水域を通過し、又は寄港する船舶に対する本特</del></p>	<p>1 は、IG 再保険プログラムの条件と異なる保険金額を設定することは実務上ないため、修正するもの。2 と 3 は、2023 保険年度更改における IG 再保険プログラムの条件変更に合わせてるもの。</p>

他の同種組合の本特別条項と同等な保険を別途付保している場合、これらによるてん補の総額は、一船一事故あたり米貨 5 億ドルを限度とする。これらてん補責任の総額が米貨 5 億ドルを超過した場合、当該保険契約での当組合のてん補責任は、当該保険契約で当組合から回収可能な最高金額が、かかる事故で当組合及び他の同種組合から回収可能な損害の総額に占める割合により米貨 5 億ドルを按分したものに制限される。ただし、加入船舶の保険契約承諾証に記載する保険金額を上回らないものとする。

別条項によるてん補は、一船一事故あたり米貨 8 千万ドルを限度とする。

- (1) 以下イからホを結んだ線により囲まれたアゾフ海・黒海の水域及び内水域
    - イ ウクライナ・ルーマニア国境の北緯 45 度 10.858 分、東経 29 度 45.929 分から公海の北緯 45 度 11.235 分、東経 29 度 51.140 分
    - ロ 公海の北緯 45 度 11.474 分、東経 29 度 59.563 分を通過して公海の北緯 45 度 5.354 分、東経 30 度 2.408 分
    - ハ 公海の北緯 44 度 44.625 分、東経 30 度 58.722 分を通過して公海の北緯 44 度 44.244 分、東経 31 度 10.497 分
    - ニ 公海の北緯 44 度 2.877 分、東経 31 度 24.602 分を通過して公海の北緯 43 度 27.091 分、東経 31 度 19.954 分
    - ホ ロシア・ジョージア国境の北緯 43 度 23.126 分、東経 40 度 0.599 分
  - (2) ウクライナの内水全域
  - (3) 以下のロシアの内水域
    - イ クリミア半島
    - ロ ドン川（アゾフ海から東経 41 度の垂直線まで）
    - ハ ドネツ川（ドン川からウクライナとの国境まで）
  - (4) 北緯 52 度 30 分以南のベラルーシ内水全域
- 3 加入船舶に関して、本船の契約者である組合員又はそれ以外の者により、本特別条項又は国際 P&I グループのプール協定及び共同再保険契約に参加している他の同種組合の本特別条項と同等な保険を別途付保している場合、これらによるてん補の総額は、一船一事故あたり米貨 5 億ドル（前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 8 千万ドル）を限度とする。これらてん補責任の総額が米貨 5 億ドル（前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 8 千万ドル）を超過した場合、当該保険契約での当組合のてん補

	<p>責任は、当該保険契約で当組合から回収可能な最高金額が、かかる事故で当組合及び他の同種組合から回収可能な損害の総額に占める割合により米貨 5 億ドル（前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 8 千万ドル）を按分したものに制限される。<del>ただし、加入船舶の保険契約承諾証に記載する保険金額を上回らないものとする。</del></p>	
<p><b>第 4 条</b>  組合は、保険年度の開始前、開始時、又は期間中の如何なる時点においても、その裁量により、組合員に対する 7 日前の通知を以って、本特別条項によるてん補対象から除外すべき港・場所・国・地域・水域を設定すること、並びに本特別条項によるてん補を終了することができる（組合が通知を発した日の 24 時（グリニッジ標準時）から 7 日が経過した時点でその効力が生じる）。組合は、その裁量により、終了通知の発行後いつでも、組合が決定する条件とてん補限度により、本特別条項によるてん補を復活することができる。</p>	<p>変更無し。</p>	
<p><b>第 5 条</b>  前条に規定する通知の有無にかかわらず、本特別条項によるてん補は次の各号により自動的に終了し、それらから発生した損害、責任、及び費用はてん補しない。</p> <p>(1) 連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦、中華人民共和国のうちいずれかの国の間で戦争が勃発（宣戦布告の有無を問わない）した場合</p> <p>(2) 加入船舶が徴用された場合</p>	<p>変更無し。</p>	
<p><b>第 6 条</b>  本特別条項では、如何なる場合でも、次の各号が直接又は間接を問わず起因し、又は寄与したことにより生じた損害、責任、<u>又は</u>費用をてん補しない。</p> <p>(1) 化学兵器・生物兵器・生化学兵器・電磁兵器によるもの</p> <p>(2) 危害を加える手段としてのコン</p>	<p><b>第 6 条</b>  本特別条項では、如何なる場合でも、次の各号が直接又は間接を問わず起因し、又は寄与したことにより生じた損害、責任<u>及び</u>費用をてん補しない。</p> <p>(1) 化学兵器・生物兵器・生化学兵器・電磁兵器によるもの。</p> <p>(2) 危害を加える手段としてのコン</p>	<p>IG 再保険プログラムの条件に合わせるもの。</p>

<p>ピューター・ウイルスの使用、操作によるもの</p>	<p>ピューター・ウイルスの使用、操作によるもの。ただし、本号は、兵器やミサイルの発射・誘導・点火装置におけるコンピューター、コンピュータシステム、又はコンピュータソフトウェアプログラムその他電子システムの使用によるものを除く。</p>	
------------------------------	--	--

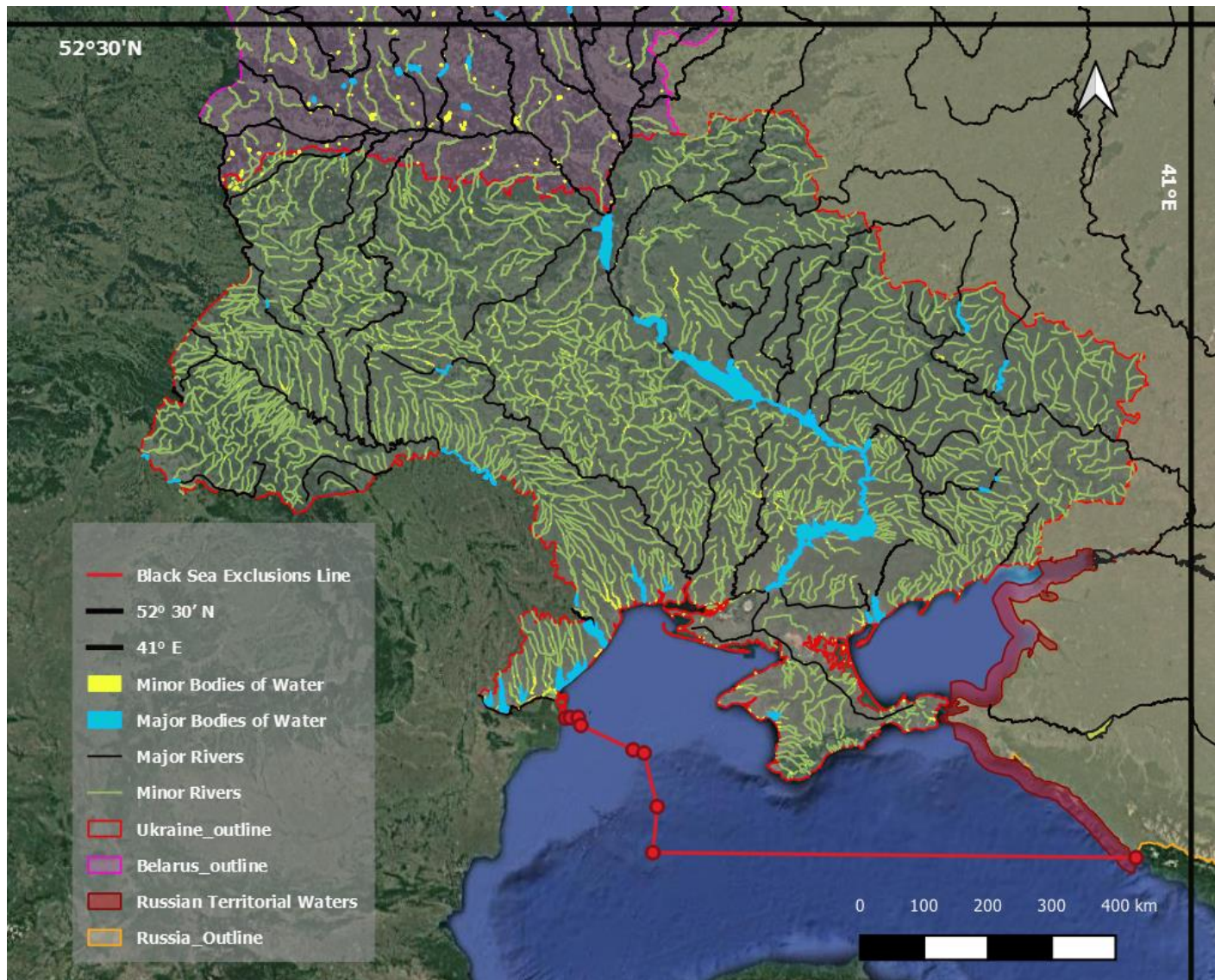


# ロシア水域



あくまでイメージ図です。正確な特定水域については、戦争危険特別条項の第3条第2項をご参照ください。

# ヨーロッパ水域



あくまでイメージ図です。正確な特定水域については、戦争危険特別条項の第3条第2項をご参照ください。